



島根県報

平成22年3月31日（水）

号外第64号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【訓 令】

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する規程

（人 事 課） 2

訓 令

島根県訓令第 2 号

本 庁
地方機関

職員の勤務時間に関する規程（平成元年島根県訓令第 5 号）の一部を次のように改正する。

平成22年 3 月 31 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第 3 条に次の 1 項を加える。

- 2 所属長は、公務の運営上やむを得ないと認めるときは、前項の規定にかかわらず、職員の週休日、勤務時間の割振り及び休憩時間について、人事課長に協議の上、別に定めることができる。

別表医療対策課の項中 「 医 療 対 策 課 」 を 「 医 療 政 策 課 」 に改め、

同表隠岐支庁の項中 「 規程第 2 条による。 」 を 「 同 左 」 に改め、同

表東部県民センター及び西部県民センターの項中 「 所属長は、勤務時間が 7 時間 45 分 の場合は 1 時間の休憩時間を勤務 時間の中途に置く。 」 を

「 同 左 」 に、「は出雲事務所の職員に限り、西部県民センターは県央事務所川本駐在の

職員を除く」を「出雲事務所の職員及び西部県民センター県央事務所の職員（川本駐在の職員を除く。）に限る」に改

め、同表わかたけ学園の項中 「 4 週間について 8 日 （所属長が職員ごとに指定する。 ） 」 を 「 同 左 」 に改

める。

附 則

この訓令は、平成22年 4 月 1 日から施行する。